

## 電 気 需 給 契 約 書 (案)

京都府道路公社管理事務所(以下「甲」という。)と「落札者決定後記入」(以下「乙」という。)とは、京都縦貫自動車道における電気室21カ所で使用する電気の需給に関し、次の条項により契約を締結する。

### (契約の目的)

第1条 乙は、別添「仕様書」及びこの契約の条項に基づき、甲の京都縦貫自動車道における電気室21カ所で使用する電気を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

### (契約の要領)

第2条 この契約の要領は、次のとおりとする。

#### (1) 契 約 電 力

##### ア 常 時 電 力

その1か月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

##### イ 予 備 電 力 なし

#### (2) 契 約 金 額 別紙「契約単価表」のとおり

#### (3) 供 給 場 所 別添「仕様書」のとおり

#### (4) 契 約 期 間 平成29年2月1日から平成30年1月31日まで

#### (5) 供 給 仕 様 等 別添「仕様書」のとおり

#### (6) 予 定 数 量 電力量 4, 259, 000kWh

この契約における各会計年度における予定数量は次のとおりとする。

平成28年度 電力量 804, 000kWh

平成29年度 電力量 3, 455, 000kWh

#### (7) 契 約 保 証 金 落札決定後記入

(8) この契約に規定する請求、通知、通告、申出、同意及び解除は、書面によりこれを行う。

### (秘密を守る義務)

第3条 甲及び乙は、相手方の了解を得た場合を除き、契約期間中及び終了後(解除を含む。)にかかわらずこの契約の履行に当たって知り得た秘密を他人に漏らし、又はこの契約以外の目的に利用してはならない。ただし、法律、条令等により開示が義務づけられている場合で、所定の手続きにより開示する場合はこの限りではない。

### (契約の変更等)

第4条 この契約の締結後、契約内容の変更が必要となったときは、甲乙協議の上、変更することができる。

#### (料金の算定)

第5条 常時電力料金は、仕様書に定める各需要場所の契約電力に別紙「契約単価表」(以下「単価表」という。)の常時基本料金単価を乗じて得た値(以下「常時基本料金」という。)に計量期間に係る使用電力量に単価表の電力量料金単価を乗じて得た額(以下「常時電力量料金」という。)を加算した額とする。

- 2 常時基本料金は、仕様書の規定によって算定された力率割引又は割増を行うことができる。
- 3 常時電力量料金は、仕様書の規定によって算定された燃料費の調整を行うことができる。
- 4 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、仕様書の規定により算出された額を料金に加算するものとする。

#### (料金の支払等)

第6条 乙は、毎月に、前条により算出した金額の合計額(以下「料金」という。)を、計量期間の翌月に、甲に対し、適法な請求書により請求するものとする。

- 2 甲は、前項に規定する請求書を受理した日から30日(以下「約定期間」という。)に乙に料金を支払わなければならない。
- 3 甲は、約定期間に料金を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し年2.8パーセントを乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 4 前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)の規程による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

#### (接続供給契約等の義務)

第7条 乙が、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定による小売電気事業者であるときは、乙と関西電力株式会社との間に、乙がこの契約に基づき、電気を安定して供給するために必要とする接続供給契約を締結し、その確認ができる書類の写しを甲に提出しなければならない。

#### (契約の解除)

第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により、乙が電気を供給する見込みがないと認められるとき。
- (2) 乙がこの契約の履行に関し、詐欺その他の不正行為をしたとき。
- (3) 乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

- イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 甲は、発注が第2条第6号の予定数量の3分の2以上減じる見込みのあるときは、乙に対し通知しなければならない。この場合においては、乙は、この契約を解除することができる。

#### (予算削減に係る契約の解除等)

- 第8条の2 甲は、翌年度以降の甲の収入支出予算において、乙に支払うべき料金が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することができる。
- 2 甲が前項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害を与えたときは、乙は、当該損害の賠償を請求することができる。

#### (談合等による解除)

- 第9条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
- (1)乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条の規定による排除措置命令、第62条第1項の規定による納付命令又は第64条第1項の規定による競争回復措置命令がされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかつたとき。
  - (2)乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
  - (3)前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
  - (4)乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

#### (違約金)

- 第10条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、予定数量から既に納入された数量を減

じた数量に契約単価を乗じて計算した額の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。ただし、第2号に該当した場合であって、この業務を完了させたときは、この限りでない。

(1) 第8条第1項の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 次のいずれかに該当するとき。

ア 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあつたとき。

イ アの他、乙が債務整理に関して裁判所の関与する手続きを申し立てたとき若しくは弁護士等へ債務整理を委任したとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき又は自ら営業の廃止を表明したときその他の業務の続行が困難と認められる事実が発生したとき。

ウ 甲の乙に対する債務について仮差押、保全差押若しくは差押の命令又は通知が發せられたとき。

2 甲は、第8条第2項の規定によりこの契約が解除されたときは、予定数量から既に納入された数量を減じた数量に契約単価を乗じて計算した額の10分の1を違約金として乙の指定する期日までに乙に支払うものとする。

#### (契約保証金)

第11条 甲は、第2条第7号の契約保証金を前条第1項の違約金に充当することができる。

2 甲は、目的物の引き渡し後、乙の請求に基づき速やかに契約保証金を返還しなければならない。

#### (損害賠償の予定)

第12条 乙は、第9条各号のいずれかに該当するときは、目的物の引渡しの完了の前後を問わず、又は甲が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、予定数量に契約単価を乗じて計算した額の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までのうち处分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項の規定による不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

#### (期限の利益の喪失)

第13条 第10条第1項各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。ただし、同項第2号に該当する場合であって、この業務を完了させたときは、この限りでない。

#### (相殺予約)

第14条 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対等額において相殺することができる。

(権利の譲渡等)

第15条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせなければならない。ただし、甲の承諾を受けた場合は、この限りではない。

(関係法令の遵守)

第16条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、労働契約法(平成19年法律128号)その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(協議)

第17条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の条項に関して疑義が生じたときは、京都府域の電力供給者の取り決めを参考に、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約書の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

甲　　京都府道路公社管理事務所  
所長　田辺文理

印

乙

印

別紙

契約単価表

常時基本料金単価(円/kW)	円/kW	
	重負荷時間	円/kWh
電力量料金単価(円/kW)	昼間時間	円/kWh
	夜間時間	円/kWh

(注) 重負荷時間……10時～17時(7月1日～9月30日)

昼間時間……8時～22時(重負荷時間、日曜日及び祝日の該当時間を除く。)

夜間時間……「重負荷時間」及び「昼間時間」以外の時間

この単価表は、消費税及び地方消費税を含んだものとする。

また、入札時の積算に使用した単価を記入することから、応札者により項目が異なる場合は本表を修正する。